

三芳町地域公共交通協議会規約（案）

（目的）

第1条 三芳町地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に基づき、三芳町地域公共交通計画（以下「計画」という。）の策定及び実施に関する協議を行い、交通政策を推進することを目的とする。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1、三芳町役場内に置く。

（協議事項等）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 町が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 計画の作成及び変更の協議に関する事
- (4) 計画に位置付けられた事業の実施に関する事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事

（組織）

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 三芳町長又はその指名する者
- (2) 住民又は利用者の代表
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (6) 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長の指名する職員
- (7) 埼玉県知事の指名する職員
- (8) 埼玉県川越県土整備事務所長の指名する職員
- (9) 埼玉県警察

(10) 学識経験者

(11) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める者

2 協議会に次の役員を置くこととし、相互に兼ねることはできないものとする。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監事 2人

3 会長は、三芳町長又はその指名する者とする。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 監事は、委員の中から会長が選任する。

(役員職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計監査を行うものとし、その結果を会長に報告する。

(任期)

第6条 委員の任期は、3年を超えない範囲の年度末までとし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱又は任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席を持って当該委員の出席とみなす。

4 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときには非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴く

ことができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

8 前各項の規定にかかわらず、会議の開催が困難な場合には、書面による開催ができるものとする。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第9条 協議会は、第3条各号に定める事項について、専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、三芳町政策推進室に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第13条 委員等が協議会等に出席したときには、予算の範囲内で報酬を支給することができる。

2 委員等が職務のために要した旅費等の費用は、予算の範囲内で弁償することができる。

3 報酬及び旅費等の支給については、三芳町の例によるものとする。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを決算する。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。